

令和5年度台湾プロモーション現地レップ業務委託 業務仕様書

1. 委託内容

台湾から三重県への旅行者誘致に係る現地代理店（レップ）業務

2. 業務の目的

台湾からの訪日旅行については、コロナ前の2019年において、県内延べ宿泊者数が中国（154,490人泊）に次ぐ2位（40,050人泊）となっており、三重県にとって重要な市場となっていました。令和4年10月に個人旅行（FIT）が再開された結果、令和5年2月の時点において、台湾からの訪日旅行については、日本全体でコロナ前の約62%まで回復してきており、今後、航空便の復便等により、さらに回復が進むことが予想されています。

今後の台湾市場からの観光客の回復を見据え、（1）高付加価値旅行者層、団体旅行、インセンティブツアー等の誘致、（2）個人旅行者等（FIT等）の誘致を推進し、県内での観光消費額増加を図るため、台湾で観光誘客を行う代理店（レップ）業務を、現地事情に精通し現地事業者とのネットワークを有する事業者に委託します。

3. 契約期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

4. 業務内容

三重県の現地代理店（レップ）として、次の（1）～（3）の業務を委託します。

（1）現地旅行会社との関係強化（BtoB）

①セールスコールの実施

- ・三重県への誘客に効果的な現地旅行会社等20社以上を対象として、訪問によるヒアリング調査や三重県のプロモーションを実施すること。
- ・セールスコールの実施にあたっては、高級ツアーやインセンティブツアーを中心に扱う旅行会社に対して優先的にセールスコールを実施すること。
- ・セールスコールの実施にあたっては、現地旅行会社の関心が高いと思われる項目（新規オープン施設情報や団体利用可能なホテル及びレストラン等）を調査のうえ、三重県のPR資料（セールスツール）を作成し、活用すること。
- ・セールスコールのための現地旅行会社との調整及びセールスツールの作成及び内容確認に係る一切の業務について、受託者により実施すること。

- ・その他、ツアー造成等に係る旅行会社からの問い合わせに対して、必要な情報及び連絡調整を随時行うこと。
- ・ただし、セールスコールにより訪問する旅行会社およびセールスツールの詳細については、提案をふまえ県と協議のうえ決定すること。

②観光情報セミナーの実施

- ・三重県への誘客に効果的な現地旅行会社を対象に、三重県の観光情報に関するセミナーを1回以上開催すること。なお、実施にあたっては、会場集合型（リアル開催）を原則とすること。
- ・セミナー後に参加者に向けてアンケートを実施し、結果を取りまとめて三重県へ報告すること。なお、アンケートの内容については、三重県と相談のうえ、決定すること。
- ・会場借上費、配信費用、講師料、備品使用料、PR物品など、セミナーの運営に必要な一切の費用を見積に含めること。

(2) F I T等誘客に向けた企画実施（B to C）

①台湾での情報発信イベント実施

- ・三重県の認知度を高めることで台湾からのF I T等誘致に繋げるため、台湾現地のリピーターや訪日関心層を対象に、三重県の観光情報の発信イベントを1回以上開催すること。なお、実施にあたっては、会場集合型（リアル開催）を原則とすること。
- ・セミナー後に参加者に向けてアンケートを実施し、結果を取りまとめて三重県へ報告すること。なお、アンケートの内容については、三重県と相談のうえ、決定すること。
- ・会場借上費、配信費用、講師料、備品使用料、PR物品など、セミナーの運営に必要な一切の費用を見積に含めること。

②高雄国際旅行博（K T F 2 0 2 3）へのブース出展、企画、施工及び運営

- ・会場出展費の支払、ブースの設計製作、運営スタッフの配置（2名以上）等、三重県ブースの企画運営管理を行うこと。
- ・三重県内を走る鉄道会社等が出展する場合は連携し、PRの相乗効果を図ること。

③メディア向け情報発信

- ・台湾現地メディアに対し、三重県の観光情報発信を行うこと。（掲載確約方式による発信3回以上）
- ・メディア向け情報発信の記事作成及び内容確認に係る一切の業務について、受託者により実施すること。
- ・台湾域内の旅行トレンドをふまえた観光地や新しいスポットの紹介、台湾人がシェア等してくれそうなキーワードの設定など、テーマ性をもった情報発信を工夫すること。

- ・高付加価値旅行者層に向けた情報発信を含めること。
- ・ただし、情報を掲載するメディアや媒体については、提案をふまえ県と協議のうえ決定すること。

(3) レップ基本業務

- ・上記及び台湾市場の動向に係るレポートを作成し、月に1回、電子メールで提出すること。なお、旅行会社へのセールスコール及び問い合わせの記録についても併せて報告すること。
- ・県による台湾でのプロモーション活動に係る情報提供、調整等を行うこと。
- ・可能な限り、三重県が有する Facebook や Instagram の公式アカウントと連携するとともに、三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズ「Mie, Once in Your Lifetime」(一生に一度は訪れたい三重県)を活用すること。
※ 三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズについて
<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0032500073.htm>
- ・三重県が令和3年度及び令和4年度にセールスを行ってきた現地旅行会社(参考:令和3年度 21社 令和4年度 26社(事業者等も含む))を対象に、旅行商品の造成・販売の状況や送客実績について聞き取り等調査を行うとともに、取りまとめたうえで三重県に報告すること。

5. 納品物、納期、納品場所

下記のとおり期限までに業務実績報告書を提出してください。

- | | | | |
|-----|------|--------------|---------|
| (ア) | 納品物 | 業務実施報告書 | 2部(印刷物) |
| (イ) | 納品期限 | 令和6年3月22日(金) | |
| (ウ) | 納品場所 | 三重県観光部海外誘客課 | |

6. 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県観光部海外誘客課と協議しながら進めてください。
- (2) 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる内容がある場合には、積極的に提案してください。
- (3) その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めることとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

7. 留意事項

- (1) 本事業に係る成果品及び著作権の一切は、三重県に帰属します。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等

(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 委託者に報告すること。
- エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

8. 契約方法に関する事項

- (1) 契約は、三重県観光部海外誘客課において行うとともに、契約条項は、三重県観光部海外誘客課において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

9. 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

10. 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

委託料の支払いについて、契約条項の定めるところによります。

11. 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停

止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

1 3. 担当部局等

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県 観光部 海外誘客課 担当 北條、東

電 話 : 059-224-2847

ファクシミリ : 059-224-2801

Email : inbound@pref.mie.lg.jp

以 上